

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万5,000円、申立期間②及び③は21万円、申立期間④は20万5,000円、申立期間⑤は21万9,000円、申立期間⑥は25万1,000円、申立期間⑦は23万円、申立期間⑧は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年12月11日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

私は、平成6年6月から21年5月までA社に勤務していたが、この間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与について、標準賞与額の年金記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳(賞与分給料台帳)により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生

年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万5,000円、申立期間②及び③は21万円、申立期間④は20万5,000円、申立期間⑤は21万9,000円、申立期間⑥は25万1,000円、申立期間⑦は23万円、申立期間⑧は26万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月20日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は21年4月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から21年5月6日まで

私の父は、A社に昭和18年4月に入社し、3か月後の同年7月に応召出征し、21年4月の復員後、同年5月に同社へ復帰したが、父の年金記録には申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 B社は、「申立人に係る昭和21年5月6日付けの被保険者資格取得届は確認できるが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答しているが、D企業年金基金から提出された申立人のE厚生年金基金（当時）における加入者台帳には、みなし加算開始日が昭和18年4月8日と記録されていることが確認できるところ、みなし加算開始日について、当該基金は、「当基金の加入員に係る基金設立前の期間のうち、当基金が設立されていたとしたならば、その者が加入員となっていたと認められる期間の開始日である。」と回答している。

また、申立人の長男は、申立人が生前作成したとする申立人の履歴書を提出しており、当該履歴書には、A社の入社年月が昭和18年4月と記載されていることが確認できること、及び当該入社年月と上記加入員台帳のみなし

加算開始年月が符合していることを考え合わせると、申立人が申立期間のうち、同年4月8日から21年5月6日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、F県発行の陸軍戦時名簿により、申立人は、A社に在籍中の昭和18年7月3日から21年4月20日までの期間において、陸軍に召集されていたことが確認できる。

一方、当時の厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）第59条の2によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年4月20日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和18年4月1日から同年4月7日までの期間については、上述のとおり、申立人のA社における勤務実態は認められず、ほかに当該期間において申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和18年4月8日から19年5月31日までの期間については、上述のとおり、A社に勤務又は在籍していたことが認められるものの、当該期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法の適用対象者は、工業、鉱業等の事業所に使用される男子筋肉労働者のみとされていたところ、申立人の長男は、「父が軍隊に召集された時点の職種は事務職であった。」と供述している上、上述の陸軍戦時名簿の履歴欄には、申立人は軍隊に召集された後、陸軍経理学校に入学した旨の記載が確認でき、こうした申立人の経歴を踏まえると、申立人は当該期間において同法の適用対象者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法が施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたが、同法の施行準備期間であったことから、保険料の徴収は行われておらず、厚生年金保険被保険者期間として算入されない。

加えて、申立期間のうち、昭和21年4月21日から同年5月6日までの期間については、上述のとおり、B社には申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料等はない上、当該期間においてA社C工場の厚生年金保険被保険者であった複数の元同僚に照会したが、申立人の当該期間における保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和18年4月1日から同年9月30日までの期間及び21年4月21日から同年5月6日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月20日は2万円、16年7月8日は28万円、同年12月4日は27万3,000円、17年7月8日は25万4,000円、同年12月10日は26万5,000円、18年7月14日は30万円、同年12月8日は32万円、19年12月7日は42万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は22万円、22年8月3日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年7月8日
③ 平成16年12月4日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月14日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年12月7日
⑨ 平成20年7月4日
⑩ 平成21年12月11日
⑪ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において平成15年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、18年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥から⑩までについて、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑤までについて、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社においても当該期間に係る賞与に関する資料は残っていないものの、B市から提出された申立人に係る平成16年度分及び17年度分の給与総支給額及び社会保険料控除額（平成15年及び16年所得分）並びにC市から提出された平成18年市県民税課税台帳（17年所得分）によると、各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚が所持する申立期間①から⑤までの賞与明細書において、いずれも当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与支給一覧表、B市の回答書並びにC市の市県民税課税台帳において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月20日は2万円、16年7月8日は28万円、同年12月4日は27万3,000円、17年7月8日は25万4,000円、同年12月10日は26万5,000円、18年7月14日は30万円、同年12月8日は32万円、19年12月7日は42万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は22万円、22年8月3日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの期間、50年12月、51年1月及び54年12月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年3月まで
② 昭和50年12月及び51年1月
③ 昭和54年12月から59年11月まで

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、住所地の市区町村又は郵便局で全て納付した。当該期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成元年1月頃に払い出されたと推認され、当該時点では、申立期間①、②及び③は、時効のため、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、国民年金の「はじめて被保険者となった日」及び国民年金の記録(1)欄の被保険者となった日は、昭和63年10月22日と記載され、第3号被保険者としてこの日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、A市、B町及びC市のデータ並びにオンライン記録と一致していることから、申立期間①、②及び③は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月、同年12月、46年2月、同年3月及び48年3月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月及び同年12月
② 昭和46年2月及び同年3月
③ 昭和48年3月から51年12月まで

私は、昭和58年の年金住宅融資制度を利用する際に、住宅ローンを借りる条件として、国民年金保険料を10年以上納付していることが必要だと言われた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年11月13日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年11月頃に加入手続を行ったと推認でき、当該加入手続時点を基準にすると、申立期間①及び②の全ての期間並びに申立期間③の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、独立行政法人住宅金融支援機構は、「年金住宅融資制度（平成17年廃

止)では、国民年金の被保険者については、3年以上の国民年金保険料を納付していることが融資の条件となっていた。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から60年9月まで

私は、会社を辞めて約10年経過した頃に国民年金保険料を納付しなければならぬと思い、昭和60年9月頃にA社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。その際、遡って2年分の保険料を納付できると聞き、申立期間の保険料として約14万円ないし16万円を納付したが、年金記録に反映されていない。申立期間の保険料を納付したことを鮮明に覚えているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和60年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として約14万円ないし16万円を納付した。」と主張しているが、申立人に係るB町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿には、同町において昭和62年12月8日に被保険者の資格取得届を受け付けたことが記載されており、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが確認できることから、申立人の主張と相違する上、当該加入手続の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録及び上記被保険者名簿により加入手続直後の昭和62年12月9日に、保険料徴収権の時効が到来する直前の国民年金保険料を含む60年10月から62年3月までの保険料として12万5,640円が納付されていることが確認できることから、加入手続の際、約14万円ないし16万円を納付したとする申立人の記憶は、同年12月9日に保険料を納付したときのものである可能性を否定できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月
② 昭和44年9月から48年3月まで

私は、会社を辞めて昭和44年8月にA市からB町（現在は、C市）に転居してから、同町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料として1回500円ぐらいの金額を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が納付済みとなっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年8月にA市からB町に転居してから、同町役場で国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、D町（現在は、E市）から申立人に払い出されたことが確認できる上、申立人が唯一所持する国民年金手帳には、当該手帳が昭和48年11月19日に発行されたことが記載されており、申立人の国民年金の加入手続きは同年11月頃に同町において行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①については、上記国民年金手帳の資格記録欄には、最初の資格取得日が昭和44年9月1日と記載されており、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳においても最初の資格取得日が同日であることが確認でき、当該資格取得日前の申立期間①は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、上述のとおり申立人の加入手続きは昭和48年11月頃に行われたことが推認されることから、当該加入手続きが行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間②当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したことや、遡って納付したことは無い。」と述べている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月、同年10月から同年12月までの期間、54年10月、56年10月から57年8月までの期間、58年11月から59年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間及び60年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和54年10月
④ 昭和56年10月から57年8月まで
⑤ 昭和58年11月から59年3月まで
⑥ 昭和59年5月から同年11月まで
⑦ 昭和60年6月から同年9月まで

私は、昭和62年10月に会社を退職した後、同年11月にA区役所のB出張所で、初めて国民年金の加入手続を行い、20歳のときに遡って被保険者資格を取得した。その際、資格取得した以降の期間に国民年金保険料の未納があることを指摘されたので、同出張所の窓口で、遡って全ての未納保険料を納付したはずであるが、申立期間の保険料が未納とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年11月にA区役所のB出張所で国民年金の加入手続を行った際、遡って申立期間の国民年金保険料を全て納付した。」と主張しているが、昭和62年11月の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録において確認できる申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者のうち、20歳到達により被保険者資格を取得した者及び申立人の資格記録に係る入力処理日から、申立人は昭和62年12月頃に国民

年金の加入手続を行ったものと推認されるどころ、時効となった未納保険料を納付可能とする特例納付制度は過去に3回実施されていたが、55年6月30日に終了しており、上記加入手続の時点においては実施されていない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、申立期間においてA区に居住していたが、年金事務所から、昭和58年10月にA区から実家のあるB市に住所変更した記録となっていることを知らされた。その上、私は、姉から、実家の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA区に居住していたが、姉から実家の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。」と述べているところ、国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の姉は、「父が弟の国民年金保険料の納付について話していたことは記憶にあるが、実際に、父が弟の保険料を納付しているところには立ち会っていない。」と述べていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間後に居住していたC市における国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和61年9月にB市からC市に転入したことは記載されているものの、申立期間に係る国民年金保険料の検認記録欄は空欄となっており、保険料の納付は確認できない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 10 月 21 日まで

私は、A社の求人に応募したところ、B社に1年間勤務した後にA社に入社できるとの約束で採用された。昭和44年3月14日からB社に勤務し、その約1年後の45年5月1日に、A社で勤務を始めたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が46年10月21日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無いことには納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成25年6月30日に解散しており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社の元代表清算人は、「当時の書類等は処分しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A社において申立期間前後に厚生年金保険被保険者であった16人の元同僚に対して、各人の勤務開始時期及び厚生年金保険被保険者の資格取得時期について照会したところ、複数の者が、双方の時期が「異なる。」と回答していることが確認できる。

さらに、上記16人のうち、申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、勤務開始時期及び被保険者の資格取得時期が一致している旨の回答をした者に対して、当該資格取得日以前から勤務していた者の有無を確認したところ、申立人を含む複数の者の氏名を挙げていることから、申立期間当時、同社では、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入さ

せる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。